

議案第 2 号

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 1 の項事務の欄中第 8 号を削る。

別表 2 の 1 の項事務の欄中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同表の 1 7 の項特定個人情報の欄中第 1 0 号を削る。

別表 2 備考第 9 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、生活保護法に準じて行われる外国人に対する保護の決定等の事務が準法定事務に指定されたため、関係規定を整備する。

議案第 3 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条の 5 の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 3 号中「所得税法第 7 8 条第 3 項」を「所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附則第 5 条の 2 の 2 を削る。

附 則

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合の改正後の苫小牧市税条例第 3 1 条の 5 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 3 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄

附金とみなされるものを含む。) 」とする。

理 由

所得税法の改正に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金について寄附金控除の対象とする等のため、関係規定を整備する。

議案第 4 号

苫小牧市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例等の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

- (1) 苫小牧市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和 4 6 年条例第 2 5 号）第 4 条
- (2) 苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 6 号）第 4 条
- (3) 苫小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 3 号）第 6 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 5 号

苫小牧市火災予防条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市火災予防条例の一部を改正する条例

苫小牧市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」の次に「（建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 9 条第 1 項第 1 号中「で、主要構造部」を「で、特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「以上、主要構造部」を「以上、特定主要構造部」に、「建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ」を「同条第 9 号の 3 イ」に改める。

第 4 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 5 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法及び消防法施行令の改正に伴い、消防用設備等の設置に関する基準を変更するため、関係規定を整備する。